

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることと会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募者数	
R2荒川太郎右衛門地区自然再生検討業務 荒川上流河川事務所管内 R2.4.1～R3.3.26 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 荒川上流河川事務所長 藤本 益介 埼玉県川越市新宿町3-12	R2.4.1	設計共同体 (公財)日本生態系協会 他1者 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験が必要とすることから、技術力、経験などを含めた技術提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される簡易公募型に準じたプロポーザル方式(拡大型)により選定を行った。 R2荒川太郎右衛門地区自然再生検討業務日水コン・日本生態系協会設計共同体は、技術提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と契約を行うものである。	41,745,000	40,150,000	96.18%	-	公財	国認定	1者	
琵琶湖事業推進地域連携調査業務 滋賀県大津市黒津4-2-2 R2.4.3～R3.3.31 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 堀田 伸之 滋賀県大津市黒津4-5-1	R2.4.2	(公財)河川財団 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	901000500135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、琵琶湖河川事務所内の地域連携事業を推進するために、河川レンジャー活動、住民と行政の連携、アクア琵琶湖案内ボランティア活動の支援を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験が必要とすることから、技術力、経験、業務に臨む体制などを含めた技術提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 左記相手方は、技術提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記相手方と契約を行うものである。	21,417,000	21,340,000	99.64%	-	公財	国認定	1者	
淀川生態環境調査解析業務 淀川河川事務所管内 R2.4.11～R3.3.31 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 淀川河川事務所長 三戸 雅文 大阪府枚方市新町2-2-10	R2.4.10	(公財)河川財団 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、淀川において天然記念物であるイサセバラや輪眼ヨシ原など、多様な生態系を有する環境の保全再生を目指しそれらの調査、解析をする。また、淀川環境委員会の資料作成及び運営補助を行い、河川環境の保全に反映することを目的とする業務である。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験が必要とすることから、技術力、経験、業務に臨む体制などを含めた技術提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 左記相手方は、技術提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記相手方と契約を行うものである。	43,428,000	43,340,000	99.80%	-	公財	国認定	1者	
淀川地域連携推進調査業務 淀川河川事務所管内 R2.4.14～R3.3.31 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 淀川河川事務所長 三戸 雅文 大阪府枚方市新町2-2-10	R2.4.13	(公財)河川財団 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、淀川での地域連携における河川事業の推進のための地域連携方策のあり方についての検討及び河川レンジャーの活動支援等を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験が必要とすることから、技術力、経験、業務に臨む体制などを含めた技術提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 左記相手方は、技術提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記相手方と契約を行うものである。	80,036,000	80,036,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることと会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府 県認定の区分	応札、応募者数	
令和2年度 吉野川流域生態系ネットワーク検討 業務 徳島河川国道事務所 R2.4.14~R3.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 徳島河川国道事務所長 新宅 幸夫 徳島県徳島市上吉野町3-35	R2.4.13	(公財)日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	本業務は、吉野川流域において、多様な主体が連携・協働し、コウノトリ・ツル類を指標とした生態系ネットワークの形成による地域活性化及び経済振興の実現を図るための効果的方策の検討と取組の推進を目的として設置された「吉野川流域コウノトリ・ツルの舞う生態系ネットワーク推進協議会」に関する運営・補助等を実施するものである。 本業務を遂行するためには、河川環境の評価の分析及び生態系ネットワーク検討について高度で専門的な技術が要求されることから、公平性、透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式による選定を行うものとした。 公募により技術提案書の提出を求めたところ、1者からの提出があり、これを総合的に評価した結果、求める技術内容等に合致し、最も優れた提案であると認められたため、左記業者を特定したものである。 よって会計法29条の3第4項及び、予算決算及び会計令第102条の4第3号により、随意契約を行うものである。	14,993,000	14,993,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
千歳川流域生態系ネットワーク推進方策検討業 務 北海道夕張郡長沼町ほか R2.4.18~R3.3.19 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 北海道開発局 札幌開発建設部長 鈴木 直 北海道札幌市中央区北2条西19	R2.4.17	(公財)日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予算令第102条の4第3項 本業務は企業や技術者に高度な知識と構想力、応用力が求められる検討業務であるため、技術提案の内容と企業や技術者の能力を総合的に評価する総合評価型プロポーザル方式により、技術提案を求めたテーマ「石狩川流域を対象とした生態系ネットワーク形成の検討を進める上で考慮すべき事項について」に対して総合的に高い評価を得た者を特定した。 (公募)	17,985,000	17,985,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
R2渡良瀬遊水地周辺利活用等検討業務 利根川上流河川事務所管内 R2.4.23~R3.2.26 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 利根川上流河川事務所長 三橋 むゆり 埼玉県久喜市栗橋北2-19-1	R2.4.22	(公財)日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予算令第102条の4第3号 本業務は、渡良瀬遊水地エリアエコロジカル・ネットワークの推進に向けた取組の実施、従前より開催している渡良瀬遊水地保全・利活用協議会及び2つの合同部会の目的達成に必要な資料を作成し、湿地保全や地域振興に向けた検討を行うものである。 また利根川大堰周辺地区において動植物の生息状況から治水と環境について検討するものである。 本業務を遂行するためには、高度な知識や経験が必要となることから、渡良瀬遊水地エリアエコロジカル・ネットワーク推進に向けた検討手法について技術提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される簡易型プロポーザル方式により選定を行った。 (公財)日本生態系協会は、技術提案書をふまえて当該業務を実施するのにふさわしい業者であり、左記業者と契約を行うものである。	17,996,000	17,996,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
令和2年度 名古屋港船舶航行安全対策検討業 務 愛知県名古屋市 R2.4.30~R3.3.19 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 名古屋港事務所長 藤田 亨 愛知県名古屋市港区築地町2	R2.4.30	(公社)伊勢湾海難防止協会 愛知県名古屋市港区西倉町1-54	3180005014553	会計法第29条の3第4項 予算令第102条の4第3号 本業務は、金城ふ頭地区の岸壁整備工事における施工方法に係る周辺航行船舶等に対する航行安全対策について、学識経験者・海運関係者からなる委員会を設置し、検討するため、左記業者と随意契約を行うものである。	7,179,608	6,930,000	96.52%	-	公社	国認定	1者	
まちづくりと連携した川づくりの推進に関する調 査検討業務 北海道札幌市 R2.5.16~R3.2.26 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 北海道開発局 開発監理部長 松浦 明 北海道札幌市北区北8条西2	R2.5.15	(公財)リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予算令第102条の4第3号 かわまちづくり支援制度を創設後、約10年が経過し全国各地で進めているところである。本業務は、まち空間と河川の公共空間を活用したエリアマネジメントを行い、効果をさらに高めるかわまちづくりを推進するため、既存制度の課題を顕在調査の結果を踏まえ検討し、課題解決に向けた検討を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度で専門的な技術が要求されることから公平性、透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式を採用し選定を行った結果、左記リバーフロント研究所が技術提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と契約を行うものである。 (公募)	25,729,000	25,685,000	99.83%	-	公財	国認定	1者	連名契約

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることと会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府 県認定の区分	応札、応募者数	
琵琶湖河川事務所管内河川管理施設監理検討 業務 滋賀県大津市黒津4-5-1 R2.5.20～R3.2.25 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 堀田 伸之 滋賀県大津市黒津4-5-1	R2.5.19	設計共同体 (公財)河川財団 他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、河川の維持管理を適切かつ適正に遂行することを目的として、堤防等河川管理施設や河道の点検結果等の状態把握結果をもとに変状等を評価し、変状等が進行する可能性や河川管理に与える影響について検討し、河川が有すべき治水上の機能確保に必要な修繕等を効果的・効率的に実施するための修繕計画等の作成を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、技術力、経歴、業務に臨む体制などを含めた技術提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 左記相手方は、技術提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記相手方と契約を行うものである。	9,889,000	9,889,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
R2中川中島地区環境検討業務 江戸川河川事務所管内 R2.5.23～R3.3.31 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 江戸川河川事務所長 堀見 浩一 千葉県野田市宮崎134	R2.5.22	(公財)埼玉県生態系保護協会 埼玉県さいたま市大宮区宮町一丁目 103番地1 YKビル内	1030005000611	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、中川中島地区の河川改修の進捗に伴い影響を受けることが想定されるサギ類コロニー及び代替候補地等の調査を行うとともに、サギ類保全方針(案)及び活動方針(案)の検討を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、サギ類コロニーの活動時期を効果的かつ効率的に把握するための調査手法と調査時期ごとの着目点についての技術提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式(総合評価型)により選定を行った。 (公財)埼玉県生態系保護協会は、技術提案書を踏まえ、当該業務を実施するのに適切と認められた。	13,574,000	13,574,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
R1荒川下流沿川整備推進方策検討業務 荒川下流河川事務所管内 R2.5.27～R2.10.30 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 荒川下流河川事務所長 荒川 泰二 東京都北区志茂5-41-1	R2.5.26	(公財)リバーフロント研究所 東京都中央区新川11-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 荒川下流沿川において、施設の能力を大幅に上回る極めて大規模な洪水が発生した場合であっても堤防決壊による壊滅的な被害の防止及び浸水発生時の被害軽減を行うことが重要である。 本業務は、都府県における浸水被害軽減方策検討を行うとともに高規格堤防整備における更なる民間事業者との連携方策検討を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから「同種又は類似業務の実績」、「配置予定管理技術者の資格、経歴、優良業務、手持ち業務の状況」、「当該業務の実施体制(再委託又は技術協力の予定も含む)」、「業務の実施方針及び手法」、「特定テーマ」などを含めた技術提案を求め、簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 (公益社団法人)リバーフロント研究所は、技術提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と契約を行うものである。	25,289,000	24,970,000	98.74%	-	公財	国認定	1者	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府 県認定の区分	応札、応募者数	
復興・創生期間後の東北地方の港湾の将来像 検討業務 R2.6.4～R3.3.25 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 川上 孝司 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1	R2.6.4	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 東北地方では、東日本大震災からの復旧・復興に向けて、令和2年度までの復興・創生期間において、港湾や道路等の復旧・復興事業に取り組んでいる。こうした取り組みもあり、東北地方の地域経済において、民間企業の新たな立地や港湾貨物量増加など一定の効果が現れている。さらに、クルーズ客船の寄港回数の増加による地域経済の活性化やみなとオアシスを中心とした地域の賑わいの形成といった新たな取り組みが進められている。 本業務は、復興・創生期間後の令和3年度以降を見据えて、平成27年3月に策定した「東北港湾ビジョン」に対する進捗・課題や最近の港湾情勢を把握し、さらに平成30年に公表された港湾の中長期政策「PORT2030」を参考に、各港の役割分担を踏まえた東北地方の港湾の将来像に関する検討を行うものである。 本業務の契約手続としては、「プロポーザル方式」を採用することとし、公募により参加表明があった者で資格を満たした者から技術提案書を含め、「配置予定管理技術者の経験及び能力」「業務実施方針及び実施フロー等」及び「特定テーマに対する技術提案」について、提出された技術提案書の記載内容により評価を行った。審査の結果、公益社団法人日本港湾協会を契約の相手方として特定した。 よって、会計法第29条の3第4項に基づき、公益社団法人日本港湾協会と随意契約を行うものである。	16,213,879	16,170,000	99.73%	-	公社	国認定	2者	
令和2年度 四万十川流域生態系ネットワーク検討業務 中村河川国道事務所 R2.6.9～R3.2.26 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 中村河川国道事務所長 伊藤 達也 高知県四万十市右山2033-14	R2.6.8	(公財)日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	本業務は、四万十川流域生態系ネットワークにおける全体構想、取組目標の整理・取りまとめを行い、具体的取組に向けた提案・活動補助及び協議会等の運営、資料作成を行うものである。 業務を遂行するために、四万十川流域における生態系ネットワークを基軸とした地域活性化について、高度で専門的な知識と技術が要求されることから、公平性・透明性及び客観性が確保される簡易公募プロセスによる選定を行うこととした。 公募により技術提案書の提出を求めたところ2者からの提出があり、これを総合的に評価した結果、求めた業務内容等に合致した優れた提案であると認められた左記業者を選定したものである。 よって会計法第29条の3第4項及び、予算決算及び会計令第102条の4第3号により、随意契約を行うものである。	19,965,000	19,965,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
下水道分野における技術導入支援方策検討業務 隨意 R2.6.12～R3.2.26 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 国土技術政策総合研究所長 伊藤 正秀 茨城県つくば市旭1番地	R2.6.11	(公財)日本下水道新技術機構 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務の実施にあたっては、技術導入検討に関する支援ツールを検討できる能力等が必要であり、これらが業務の成果に密接に関係することから、簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式により公募を行った。 その結果、左記相手方は、入札説明書を交付した9者のうち、本業務の「技術提案書提出要請業者の確認審査」に参加表明し、業務実施条件を満たし技術提案を行った唯一の相手方であり、また、業務実績、技術提案書の内容等を総合的に評価した結果、本業務を実施するうえで必要な能力が十分に備わっていることが確認された。 以上の理由から左記相手方を選定し、随意契約するものである。	8,954,000	8,910,000	99.51%	-	公財	国認定	1者	
情報通信技術等を活用した先進的バス輸送システムに関する調査業務 隨意 R2.6.16～R3.2.26 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 国土技術政策総合研究所長 伊藤 正秀 茨城県つくば市旭1番地	R2.6.15	設計共同体 (公社)日本交通計画協会 他 1者 東京都文京区本郷三丁目23番1号	8010005003758	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務の実施にあたっては、先進的バス輸送システムに関する乗り継ぎ改善方策を整理(検討)できる能力等が必要であり、これらが業務の成果に密接に関係することから、簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式により公募を行った。 その結果、入札説明書を交付した18者のうち5者から技術提案があり、それらについて業務実績、技術提案書の内容等を総合的に評価した結果、左記相手方が最も優れていることが確認されたことから、本業務を遂行するのに最もふさわしい相手方であると判断された。 以上の理由から上記相手方を選定し、随意契約するものである。	8,074,000	7,975,000	98.77%	-	公社	国認定	5者	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府 県認定の区分	応札、応募者数	
円山川河川管理施設監理検討業務 豊岡河川国道事務所管内 R2.6.17～R3.2.26 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 豊岡河川国道事務所長 中川 圭正 兵庫県豊岡市幸町10-3	R2.6.16	設計共同体 (公財)河川財団 他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010009000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、河川の維持管理を適切かつ適正に遂行することを目的として、堤防等河川管理施設や河道の点検結果等の状態把握結果をもとに変状等を評価し、変状等が進行する可能性や河川管理に与える影響について検討し、河川が有すべき治水上の機能確保に必要な修繕等を効率的・効果的に実施するための修繕計画等の検討を行うものである。また、監視結果を収集・分析し、重要な事案を抽出しとりまとめ河川管理を実施するにあたってのモニタリング計画等の作成を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験が必要とすることから、技術力、経験、業務に臨む体制などを含めた技術提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 左記相手方は、技術提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記相手方と契約を行うものである。	21,967,000	21,967,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
令和2年度 四国圏域生態系ネットワーク検討業務 河川部 R2.6.19～R3.2.26 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 四国地方整備局長 小林 稔 香川県高松市サンポート3-33	R2.6.18	(公財)日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013309001887	本業務は、水辺生態系の最上位に位置し、魅力的な地域づくりのシンボルとしてアピール性の高いアウトリ・ツール類等を広域指標とした四国圏域を対象とする生態系ネットワークの形成を目指すにあたり、効果的な展開方策の検討を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度で専門的な技術が要求されることから公平性、透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式による選定を行うこととした。 公募により技術提案書の提出を求めたところ、社から提案があり、総合的に評価した結果、求める業務内容等に合致し、優れた提案を行ったと認められた左記業者を特定したものである。 よって会計法29条の3第4項及び、予算決算及び会計令第102条の4第3号により、随意契約を行うものである。	10,560,000	9,999,000	94.69%	-	公財	国認定	1者	
河川空間の利活用促進に関する調査検討業務 東北地方整備局 R2.6.23～R3.2.26 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 東北地方整備局長 佐藤 克英 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1	R2.6.22	(公財)リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務を遂行するにあたっては、全国各地で実施されているかわまちづくりの継続的な利活用を促進するために必要な支援方策等を検討する上で、幅広い知識や経験が必要不可欠であることから、技術提案を求める評価テーマを設定し、簡易公募型プロポーザル方式により評価を行い、本業務を履行するのに十分な技術力と能力が認められた者と契約を締結した。	24,024,000	23,980,000	99.82%	-	公財	国認定	1者	連名契約

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他の所要の調整を加えることができる。